

「群馬の豚」生産農場 標章利用に関する規則

公益社団法人群馬県畜産協会

(目的)

第1 この規則は、「群馬の豚」生産農場登録者に公益社団法人群馬県畜産協会（以下、「協会」という。）会長が許諾する標章（以下、「登録標章」という。）の利用について、「群馬の豚」生産農場登録要領第7条に基づいて定める。

(登録標章の利用者)

第2 登録標章を利用できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 「群馬の豚」生産農場登録者及びその構成員のうち、協会会長が利用を許諾した者
- (2) 「群馬の豚」生産農場登録者から承諾を受けた者であって、協会会長が利用を許諾した者

(利用の申請手続き)

第3 登録標章を利用しようとする者は、別に定める標章利用申請書を協会会長に提出し、許諾を受けなければならない。

- 2 「群馬の豚」生産農場の登録が更新されたときは、登録標章の利用について申請書を再度提出し、許諾を受けなければならない。

(利用期間)

第4 登録標章の利用期間は、「群馬の豚」生産農場の登録期間以内とする。

(申請に要する費用)

第5 申請に要する費用は、以下のとおりとし、協会の指定する口座に振り込むものとする。

- (1) 第2 (1) が申請する場合は、無料とする。
- (2) 第2 (2) が申請する場合は、1件について2万円とする。

(その他)

第6 この規則にない事項については、その都度協会会長が定める。

附則

平成24年12月27日制定

平成25年12月17日一部改正